


監事監査報告書

令和4年5月21日

学校法人 誠真学園
理事長 山口 義康 殿

学校法人 誠真学園

監事 大津 満 

監事 小山 孝子 

私たちは、学校法人誠真学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人誠真学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人誠真学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）業務並びに財産について監査した。

1 監査の概要

私たちは、監査に当たり理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するなど業務及び財産の状況について必要と思われる監査手続を実施した。

財産の状況については、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき監査を行っている会計監査人から、監査の実施状況について説明を聴取し検討を加えた。

さらに、理事等による業務運営が法令、寄附行為等に準拠して適正に行われているか検証した。すなわち、設置する宮城誠真短期大学の建学の精神・理念及び社会の要請に即しているか、中長期的展望に立った明確なビジョン・将来像に基づいた具体的な運営方針のもとに業務運営がされているか、どのように教育研究機能向上を目指して努力しているかについての視点でも検証した。

2 監査の結果

私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支決算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。